

3

令和8年第3回
多治見市議会定例会
議案説明資料

令和8年5月28日

目次

報第15号	専決処分の報告について	1
報第16号	専決処分の報告について	1
議第55号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を 制定するについて	1
議第56号	多治見市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正するに ついて	1
議第57号	多治見市税条例等の一部を改正するについて	2
議第58号	多治見市都市計画税条例の一部を改正するについて	3
議第59号	多治見市介護保険条例の一部を改正するについて	3
議第60号	多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部 を改正するについて	4
議第61号	多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するにつ いて	4
議第62号	多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正するにつ いて	6
議第63号	多治見市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するについて	7
議第64号	令和8年度多治見市一般会計補正予算（第1号）	
議第65号	令和8年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議第66号	令和8年度多治見市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
議第67号	令和8年度多治見市下水道事業会計補正予算（第1号）	
1	令和8年度会計別補正予算表	8
2	令和8年度一般会計予算（補正第1号）の主要内容	9
3	令和8年度一般会計税等内訳一覧表	16
4	特別会計の主な事業内容	17
5	企業会計の主な事業内容	17
6	財政判断指数の見込み	18
報第17号	令和7年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について	19
報第18号	令和7年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	19
報第19号	令和7年度多治見市介護保険事業特別会計継続費繰越計算書の報告について	19
報第20号	令和7年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	19
報第21号	令和7年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	19
議第68号	物品供給契約の締結について	19
議第69号	物品供給契約の締結について	19
議第70号	物品供給契約の締結について	20
議第71号	物品供給契約の締結について	20

議第72号	第8次多治見市総合計画基本計画を変更するについて	21
議第73号	多治見市農業委員会委員の任命について	22

報第15号 専決処分の報告について

令和7年12月16日午後2時18分頃、市内京町2丁目地内の交差点付近において、本市職員（南消防署所属）が、信号が青に変わって前方の軽自動車が発進したことを確認し、公用車（査察車）を発進させたところ、同軽自動車が一旦停止したことに気付かず後方から追突し、運転者に腰部挫傷を負わせ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和8年5月8日、208,656円と定めた。

〔過失割合：市側100%、相手側0%〕

※車両破損に係る損害賠償については、調整次第専決予定

報第16号 専決処分の報告について

令和7年6月4日午後1時頃、市内下沢町1丁目地内の本市所有の貸付地において、隣接する本市所有の山林から枯れ木が倒れ、当該貸付地内に存する一般財団法人岐阜県交通安全協会所有の小屋の屋根の一部を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和8年5月13日、184,800円と定めた。

〔過失割合：市側100%、相手側0%〕

議第55号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するについて

1 制定趣旨及び制定内容

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）の施行に伴う条ずれについて、次の条例中の引用箇所を改める。

（1）多治見市監査委員条例（昭和61年条例第3号）（第4条関係）

（2）市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年条例第16号）（第1条及び第3条関係）

（3）多治見市水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第31号）（第5条関係）

（4）多治見市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第32号）（第4条関係）

2 施行日 令和8年9月24日

議第56号 多治見市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）による情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の一部改正により、申請等及び処分通知等の手続において、他の法令でフロッピーディスク等の記録媒体を利用することが規定されている場合でも、オンラインによる方法で手続を行うことが可能となったことを受け、本市の条例等に基づく手続についても同様となるよう、所要の改正を行う。

2 改正内容

申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定においてオンラインによる方法以外の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているものについて、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定めるオンラインによる方法により行うことができることとする（第7条関係）。

3 施行日 公布の日

議第57号 多治見市税条例等の一部を改正するについて

1 改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）等の施行に伴い、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

- (1) 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴い、所要の改正を行う（第38条、附則第6条の4及び附則第8条の2関係）。
- (2) 個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴い、所要の改正を行う（第41条の2、第41条の3の2及び第41条の3の3関係）。
- (3) 固定資産税の免税点が、家屋は30万円（改正前：20万円）、償却資産は180万円（改正前：150万円）に引き上げられたことに伴い、所要の改正を行う（第72条関係）。
- (4) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例における適用期限の延長に伴い、所要の改正を行う（附則第5条関係）。
- (5) 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除における適用期限の延長に伴い、所要の改正を行う（附則第6条の3関係）。
- (6) 固定資産税の課税標準の特例（わがまち特例）について、次の改正を行う。
 - ア 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の割合を次のとおりとする等の改正を行う（附則第9条の2第3項から第17項まで関係）。
 - (ア) ペロブスカイト太陽光電池設備 3分の1（最高軽減割合）
 - (イ) 風力発電設備（洋上（海洋）） 5分の3（参酌割合）
 - (ウ) 風力発電設備（洋上（港湾）・陸上（一部）） 3分の2（参酌割合）
 - イ バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る減額措置を新設し、その減額割合を3分の1（参酌割合）とする（新附則第9条の2第15項関係）。
- (7) 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部改正に伴う項ずれについて、引用箇所を改める（附則第9条の3関係）。
- (8) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の見直しに伴い、所要の改正を行う（附則第16条の2関係）。
- (9) 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い、所要の改正を行う（附則第6条の4及び附則第18条の3関係）。

3 施行日

(6)、(7) 公布の日

(2)、(4)、(5) 令和9年1月1日

(3) 令和9年4月1日

(1)、(8) 令和10年1月1日

(9) 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

議第58号 多治見市都市計画税条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の施行に伴い、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正により生じた項ずれについて、条例中の引用箇所を改める等所要の改正を行う（附則第2項及び旧附則第14項関係）。

(2) 都市計画税の課税標準の特例（わがまち特例）について、バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る減額措置を新設し、その減額割合を3分の1（参酌割合）とする等の規定を整備する（新附則第3項及び新附則第4項関係）。

3 施行日 公布の日

議第59号 多治見市介護保険条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）による介護保険法施行令（平成10年政令第420号）の一部改正を受け、令和7年度税制改正に伴う個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額の引上げによる介護保険料への影響を考慮し、令和8年度における介護保険の第1号被保険者の保険料率の算定方法を令和7年度税制改正前と同様とする特例を設けるとともに、住民税の非課税の範囲内で就労する者に係る特例減免を設けるため、所要の改正を行う。

2 改正内容

第1号保険料の所得段階を判定する際に、税制改正の影響により、第1号保険料の所得段階に移動が生じる第1号被保険者について、税制改正前と同様の判定となるよう、次の規定を設ける。

(1) 保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例の規定（附則第13条関係）

給与等の収入金額が551,000円以上190万円未満である第1号被保険者の合計所得金額について、改正前の介護保険法施行令に基づき算定した合計所得金額に引上げ額（最大10万円）を加算した額を用いる。

(2) 保険料率の算定に関する基準の特例の規定（附則第14条関係）

税制改正の影響により、市町村民税の課税の有無が変わり得る第1号被保険

者及び世帯員にその課税有無が変わり得る者がある第1号被保険者については、第1号保険料の所得段階の判定に当たり、税制改正前の給与所得控除の算定方法を用いた判定となるよう、次のとおり取り扱う。

ア 市町村民税世帯非課税者の判定に際し、世帯内に税制改正の影響により令和8年度非課税となった者がいる場合には、その者は同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

イ 本人非課税者の判定に際し、税制改正の影響によりその者が令和8年度非課税となった者に該当する場合には、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(3) 保険料に係る特例減免に関する規定（附則第15条関係）

(2)の特例が適用される者のうち、令和7年度市町村民税非課税者であった者については、令和8年度分の保険料の一部を減免するものとし、その減免は、本人からの申請によらずに行うことができることとする。

3 施行日 公布の日（令和8年度分の保険料について適用）

議第60号 多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び主な改正内容

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和8年総務省令第38号）の施行に伴い、課税免除措置の適用期間を2年間延長する（第2条関係）。

2 施行日 公布の日（令和8年4月1日から適用）

議第61号 多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

市内経済の振興及び地域の活性化を図ることを目的に、中小企業、創業者等への支援及び新事業創出の交流の場として、多治見市産業文化センターに経済支援拠点フロアを整備するため、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 経済支援拠点フロアに次の施設（以下「経済支援拠点フロア施設」という。）を置き、市長が使用の許可を行うこととする（第19条第1項関係）。

ア コワーキングスペース

イ 会議室

ウ ミーティングルーム

エ 起業支援ルーム

(2) 起業支援ルームの使用許可は、申請者が実施する事業の新規性、実現性及び計画性並びに申請者の研究開発能力、技術力、資力等を総合的に勘案して行うものとする（新第19条第2項関係）。

(3) 経済支援拠点フロア施設の使用許可に当たっては、管理上必要な条件を付

することができることとする（新第19条第3項関係）。

(4) 市長は、申請者が次のいずれかに該当する場合は、経済支援拠点フロア施設の使用を許可しないこととする（第20条関係）。

ア 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

イ 経済支援拠点フロア施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

ウ 宗教活動に使用しようとするとき。

エ 暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認められる活動に使用しようとするとき。

オ その他市長が施設の管理上支障があると認めるとき。

(5) 経済支援拠点フロア施設の使用の権利の譲渡等の禁止に係る規定を整備する（第21条関係）。

(6) 経済支援拠点フロア施設の使用許可の取消しに係る規定を整備する（第22条関係）。

(7) 経済支援拠点フロア施設（起業支援ルームの使用料は改正前から変更がないため、除く。）の使用料は、次のとおりとする（第23条第1項及び別表第3関係）。

ア コワーキングスペース

区分		単位	使用料
個人	時間利用	1時間	300円
	1日利用	1日	1,200円
	定期利用	1月	12,000円
法人	定期利用	1月	24,000円

イ 会議室、ミーティングルーム

単位	使用料
午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分	500円

(8) コワーキングスペース、会議室及びミーティングルームの使用料の納入時期は、使用許可を受けたときとする（新第23条第2項関係）。

(9) 経済支援拠点フロア施設の使用料の還付及び減免の規定を新設する（第24条及び第24条の2関係）。

(10) 経済支援拠点フロア施設の保全に係る規定を整備する（第26条関係）。

(11) ミーティングルームの経済支援拠点フロア施設への再編に伴い、ミーティングルームに係る利用料金の規定を削る（別表第1 2 会議室等の表関係）。

3 施行日 令和8年10月1日。ただし、準備行為に係る規定は、公布の日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

1 生産性と付加価値の向上に取り組む前向きな事業者（中小企業、創業者等）を発掘し、限られた予算を効果的に、集中的に投入するため、創業者支援を中心としている

多治見市産業文化センター2階部分の機能を強化し、経済支援拠点施設を整備する。

- 2 現在の2階部分を、これまでの創業を希望する特定の利用者や団体の使用に留まらない、広く中小企業支援を行う空間とすることにより、更なる有効活用を目指す。

【市民参加状況報告（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】
パブリック・コメント手続

[案件] (仮称)新BI施設の整備

[実施期間] 令和8年1月19日から同年2月18日まで

[寄せられた意見と市の回答] 意見なし

議第62号 多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する について

1 改正趣旨

- (1) 外国人特別選考に関して、教育プログラムや生活支援を充実させるため、研究生特別実習料及び外国人支援のための手数料を新設する。
- (2) 空調機整備に伴う電気料増額や原材料費等の価格上昇に対し負担の適正化の観点から、研究生実習料の金額を引き上げる。

2 主な改正内容

- (1) 外国人特別選考に関して、研究生特別実習料及び支援に係る手数料を次のとおり新設する（別表1 使用料の表及び2 手数料の表関係）。

区分	種別	単位	金額
使用料	研究生特別実習料（外国人特別選考）	年額	120,000円
手数料	入所支援（外国人特別選考）	1回	65,000円
	生活支援（外国人特別選考）	年額	120,000円

- (2) 研究生実習料の金額を次のとおり改める（別表1 使用料の表関係）。

区分	種別	単位	金額	
			改正前	改正後
使用料	研究生実習料	年額	220,000円	242,000円

- 3 施行日 令和9年4月1日。ただし、入所支援（外国人特別選考）手数料に係る規定は、令和8年7月1日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

- 1 令和7年度に陶磁器意匠研究所「中長期全体方針」にてセラミックスラボ及び国際交流の強化の方針を決定した。
- 2 具体的な強化策としてセラミックスラボの定員を増員するとともに、外国人特別選考において新たに生活支援や教育プログラムを充実させることとした。
- 3 空調機整備に伴う電気料増額や原材料費等の価格上昇に対し負担の適正化の観点から、研究生実習料を1割引き上げることとした。

【市民参加状況報告（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

[案 件] 多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例の一部改正
について

[実施期間] 令和8年3月24日から同年4月23日まで

[寄せられた意見と市の回答] 意見なし

議第63号 多治見市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第 号）の施行に伴い、所要の改正を行う。

2 改正内容

非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事等したことにより死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を次のとおり改める（第18条関係）。

改正前の定額部分の額	改正後の定額部分の額
315,000円	330,000円

※15,000円（4.76%）の引上げ

3 施行日 公布の日（令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用）

議第64号 令和8年度多治見市一般会計補正予算（第1号）

議第65号 令和8年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第66号 令和8年度多治見市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第67号 令和8年度多治見市下水道事業会計補正予算（第1号）

令和8年度 会計別 補正 予算表

(単位:千円)

議案番号	会社名	補正番号	補正前の額	補正額	補正後の額
議第64号	一般会計	補正第1号	46,325,000	364,348	46,689,348
議第65号	介護保険事業特別会計	補正第1号	10,716,415	3,674	10,720,089
議第66号	後期高齢者医療特別会計	補正第1号	2,453,188	1,992	2,455,180
議第67号	下水道事業会計	補正第1号	6,623,679	△ 3,578	6,620,101
予算	総括集計	計	82,508,016	366,436	82,874,452

令和8年度一般会計予算(補正第1号)の主要内容

(単位:千円)

議第64号

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
1	総務費	新本庁舎建設事業費	新庁舎建築実施設計においてZEB Ready認証の取得に一定の 目途が立ったことにより、「脱炭素化推進事業債」の採択に必要 な認証を得るため、建築設計業務を追加することに伴う委託料等 の増額 ※ 財源: 地方債(脱炭素化推進事業債(充当率90%、交付税 措置率50%))	14,935	12,700		2,235	
2	総務費	外部書庫等整備事業費	新本庁舎建設に伴う外部書庫等整備に係る委託料の増額 ①坂上倉庫改修及び現業員事務所整備事業(設計業務委託) 3,300千円 ②専用車駐車場整備事業(地形測量業務委託) 3,099千円 ③公用車駐車場整備事業(地形測量業務委託) 3,981千円	10,380			10,380	
3	総務費	庁内情報化施策推進費	産業文化センターにおける経済支援拠点「(仮称)新BIJ」での職 員用ネットワークに係る光ケーブル利用に伴う通信運搬費の増額	51			51	
4	総務費	過年度返還金(新型コロナ 対応・地方創生臨時交付金)	令和2年度及び4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創 生臨時交付金のうち、旧笠原小学校及び旧笠原中学校の網戸 設置、空調設備整備、ICT整備に活用したものについて、返還事 由(笠原小中学校建設)の発生に伴う過年度還付金の追加	7,571			7,571	
5	総務費	自治組織特定事業等交付 金	第20区が実施する公民館LED照明取り換え工事に伴う交付金 の増額 ※ 財源: 共栄地区運営基金繰入金	1,859		1,859		
6	総務費	文化会館管理費	物価高騰対策に係る指定管理者への補助金の追加 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時 交付金)	2,000	2,000			

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			内訳
					国県支出金	地方債	その他	
7	総務費	地域公共交通対策関係費	①バスチケット65のDX化に伴う端末設置において、キャッシュレス決済端末(オブション)を設置する事業者に対する支援の実施に伴う補助金の増額 7,200千円 ②路線バスやタクシー等の運転士確保に係る取組等に対する支援の実施に伴う補助金の増額 4,500千円 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	11,700	11,700			
8	民生費	障害福祉サービス事業所等物価高騰支援事業費	市内障害福祉サービス事業所等に対する物価高騰に係る支援に伴う補助金の追加 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	17,800	17,800			
9	民生費	高齢者福祉施設等物価高騰支援事業費	市内の高齢福祉事業所に対する物価高騰に係る支援に伴う補助金の追加 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	34,700	34,700			
10	民生費	障害福祉総合システム拡張事業費	医療費助成のオンライン資格確認導入によるシステム改修に伴う委託料の追加 ※ 財源: 国庫補助金	2,420	1,210			1,210
11	民生費	老人福祉センター運営費	物価高騰対策に係る指定管理者(サンホーム滝呂、ふれあいセンター)への補助金の追加 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	750	750			
12	民生費	介護保険システム等改修関係費繰出金	介護保険事業特別会計におけるシステム改修費の増額に伴う繰出金の増額	3,674				3,674
13	民生費	後期高齢者医療特別会計繰出金(事務費分)	後期高齢者医療特別会計における事務費の増額に伴う繰出金の増額	1,992				1,992

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			内訳
					国県支出金	地方債	その他	
14	民生費	福祉医療支給事務費	①医療費助成のオンライン資格確認導入によるシステム改修に伴う委託料の増額 3,174千円 ※ 財源: 国庫補助金 ②併用レポート方式導入によるシステム改修に伴う委託料等の増額 10,623千円	13,797	1,587			12,210
15	民生費	総合福祉センター管理費	物価高騰対策に係る指定管理者への補助金の追加 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	1,000	1,000			
16	民生費	かさばら福祉センター管理費	物価高騰対策に係る指定管理者への補助金の追加 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	500	500			
17	民生費	心身障害児通園事業費	物価高騰対策に係る指定管理者(児童発達支援センター「わかば」)への補助金の追加 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	100	100			
18	民生費	児童扶養手当支給事務費	特定親族特別控除の創設に係るシステム改修に伴う委託料の追加 ※ 財源: 国庫補助金	1,485	990			495
19	民生費	障害児通所支援事業等物価高騰支援事業費	市内障害福祉サービス事業所等への支援金(障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業)に伴う補助金の追加 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	5,000	5,000			
20	民生費	私立保育所経営改善等助成費	物価高騰対策に係る私立保育所等への補助金の追加 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	2,700	2,700			
21	民生費	児童館管理運営費	物価高騰対策に係る指定管理者(児童館・児童センター)への補助金の追加 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	600	600			

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			内訳
					国県支出金	地方債	その他	
22	民生費	生活保護総務事務費	平成25年度生活保護基準改定の違法訴訟に対する最高裁判決に伴う追加支給のための生活保護システム改修に係る委託料の増額 ※ 財源: 国庫補助金	330	330			
23	衛生費	医療機関物価高騰対策事業費	医療関係機関に対するエネルギー価格高騰に係る支援に伴う補助金の追加 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	21,000	21,000			
24	衛生費	予防接種費	75歳以上に対し高用量インフルエンザワクチンを令和8年度定期接種として用いることに伴う委託料の増額	17,798				17,798
25	衛生費	火葬場管理費	物価高騰対策に係る指定管理者への補助金の追加 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	100	100			
26	衛生費	焼却施設等運営費	下水汚泥の受入減(堆肥化推進)による処分負担金の減に伴う財源更正				△ 22,140	22,140
27	労働費	勤労者センター管理費	物価高騰対策に係る指定管理者への補助金の追加 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	100	100			
28	商工費	文化工房運営事業関係費	①工房1照明ランプLED改修に伴う工事請負費の追加 548千円 ②物価高騰対策に係る指定管理者への補助金の増額 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	648	100			548
29	商工費	緊急経済対策関係費	市内に製造所のある陶磁器・同関連製品製造業に対する、工業用LPGガス(窯業炉)価格及び電気(窯業炉)価格の高騰支援に伴う補助金の追加 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	27,000	27,000			

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内訳
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
30	商工費	美濃焼ミュージアム管理運営事業費	物価高騰対策に係る指定管理者(美濃焼ミュージアム)への補助金の追加 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	500	500				
31	商工費	多治見駅北広場管理費	物価高騰対策に係る指定管理者への補助金の追加 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	100	100				
32	商工費	たじみビジネスプラザコンテント事業費	令和7年度第8回たじみビジネスプラザコンテント審査員特別賞授与決定に伴う報償費の増額	500					500
33	商工費	新BI構想推進事業費	産業文化センターにおける経済支援拠点「(仮称)新BI」の職員用ネットワーク環境整備に伴う工事請負費の増額	3,498					3,498
34	商工費	安土桃山陶磁の里(作陶施設)整備費	穴窯炉床レンガ取替修繕に伴う修繕料の追加	161					161
35	商工費	モザイクタイムミュージアム管理運営費	①臨時駐車場乗入れ部舗装に伴う工事請負費の追加 473千円 ②物価高騰対策に係る指定管理者への補助金の追加 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	973	500				473
36	商工費	意匠研究所管理運営費	令和7年度寄附採納に伴うふるさと応援基金繰入金増額に伴う財源更正 ※ 財源:使用料					410	△ 410
37	商工費	人材育成事業費	令和7年度寄附採納に伴うふるさと応援基金繰入金増額に伴う財源更正 ※ 財源:繰入金、使用料					590	△ 590
38	商工費	産業文化センター管理費	物価高騰対策に係る指定管理者への補助金の追加 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	2,000	2,000				

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内訳
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
39	土木費	道路改良事業費(単独)	渋滞対策事業としての明和町1交差点の整備に伴う工事請負費の増額 ※ 財源: 地方債(緊急自然災害防止対策事業債(充当率100%、交付税措置率70%))	80,000	50,000			30,000	
40	土木費	土岐川観察館管理運営費	物価高騰対策に係る指定管理者への補助金の追加 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	100	100				
41	土木費	下水道事業会計補助金	電力価格高騰対策に係る下水道事業会計への補助金の増額 ※ 財源: 国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	53,178	36,247			16,931	
42	消防費	北消防署移転整備事業費	旧北消防署庁舎売却のための建物表題登記業務委託に伴う委託料の追加	508				508	
43	教育費	校外自然体験事業費	市之倉小学校及び池田小学校において校外自然体験事業を実施することに伴う使用料及び賃借料等の追加 ※ 財源: 県補助金	482	482				
44	教育費	教育活動事業費	寄附採納に伴い、作文コンテストを行うことによる消耗品費等の追加	965		965			
45	教育費	小学校管理費	小学校における、LPガス供給設備調整器等の使用期限到来に伴う機器交換等に伴う修繕料の増額	5,742				5,742	
46	教育費	精華小学校建替事業費	精華小学校建替に係る建設検討委員会開催に伴う報償費等の追加	207				207	
47	教育費	中学校管理費	中学校における、LPガス供給設備調整器等の使用期限到来に伴う機器交換等に伴う修繕料の増額	3,614				3,614	

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			内訳
					国県支出金	地方債	その他	
48	教育費	人権教育総合推進地域事業費	笠原小中学校区において、文部科学省指定の人権教育総合推進地域事業を実施することに伴う報償費等の追加 ※ 財源：国庫補助金	710	710			
49	教育費	私立幼稚園経営改善等助成費	物価高騰対策に係る私立幼稚園への補助金の追加 ※ 財源：国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	800	800			
50	教育費	公民館管理運営費	物価高騰対策に係る指定管理者への補助金の追加 ※ 財源：国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	3,450	3,450			
51	教育費	学習館管理費	物価高騰対策に係る指定管理者(図書館本館、市民活動交流支援センターを含む)への補助金の追加 ※ 財源：国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	3,000	3,000			
52	教育費	図書館管理運営費	物価高騰対策に係る指定管理者(子ども情報センター)への補助金の追加 ※ 財源：国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	100	100			
53	教育費	体育施設管理費	物価高騰対策に係る指定管理者への補助金の追加 ※ 財源：国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	500	500			
54	教育費	体育館管理費	物価高騰対策に係る指定管理者への補助金の追加 ※ 財源：国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	500	500			
55	教育費	食育センター管理運営費	食育センター洗浄室2における排気ダクト修繕に係る修繕料の増額	770				770
合計(補正額総額)				364,348	178,256	62,700	△ 18,316	141,708

令和8年度 一般会計税等内訳一覧表

(補正第1号)

(単位:千円)

内	容		金額
	内	容	
1 市	税		
2 地	譲与税	自動車重量譲与税	
		地方揮発油譲与税	
3 利	子割交付金		
4 配	当割交付金		
5 株	式等譲渡所得割交付金		
6 法	人事業税交付金		
7 地	方消費税交付金		
8 ゴ	ルフ場利用税交付金		
9 環	境性能割交付金		
10 国	有提供施設等所在市町村助成交付金		
11 地	方特例交付金		
12 地	方交付税	普通交付税	
		特別交付税	
13 交	通安全対策特別交付金		
20 繰	入	財政調整基金繰入金	
		(うち可処分)	
		(うち災害留保分)	
21 繰	越	金	141,708
22 諸	収	入市預金	
23 市		債	
		臨時財政対策債	
そ	の	他一般財源	
	合	計	141,708

特別会計の主な事業内容

議第65号 (単位:千円)

会計名 介護保険事業計 (補正第1号)	番号	事業名 介護保険システム等改修関係費	事業内容 令和8年度介護報酬改定対応に係る介護保険システム改修に伴う委託料の増額	補正額	財源			内訳 繰越金
					国県支出金	地方債	その他	
	1			3,674			3,674	
合計				3,674			3,674	

議第66号 (単位:千円)

会計名 後期高齢者医療計 (補正第1号)	番号	事業名 一般管理事務費	事業内容 マイナ保険証の保有状況にかかわらず85歳以上の被保険者に資格確認書を贈付することとなり、発送方法を変更することによる通信運搬費(郵便料)の増額	補正額	財源			内訳 繰越金
					国県支出金	地方債	その他	
	1			1,992			1,992	
合計				1,992			1,992	

企業会計の主な事業内容

議第67号 (単位:千円)

会計名 下水道事業会計 (補正第1号)	番号	事業名 営業費用 (汚水処理場費)	事業内容 汚泥の堆肥化業務委託料の増額及び汚泥焼却処分負担金の減額	補正額
	1			△ 3,578
合計				△ 3,578

財政判断指数の見込み

財政判断指標	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	經常収支比率 (%)	実態収支 (千円)
財政判断指数 (補正第1号)	6.6	77.1	21.8	93.6	△ 490,000
財政判断指数 (当初予算)	6.5	76.9	21.8	93.4	△ 510,000
財政判断指数(目標値)	7.0	79.0	15.0	95.0	—
財政判断指数(基準値)	10.0	82.0	7.5	98.0	—

- 報第17号 令和7年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について
報第18号 令和7年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第19号 令和7年度多治見市介護保険事業特別会計継続費繰越計算書の報告について
報第20号 令和7年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報第21号 令和7年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
(議案のとおり)

議第68号 物品供給契約の締結について

- 1 契約の目的 消防団用消防ポンプ自動車購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 一金 27,390,000円
- 4 契約の相手方 岐阜市金園町3丁目25番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 臼井 潔

【参考】

入札の執行状況：

- ・ 応札者数 6者
- ・ 落札率（落札金額／予定価格） 96.59%
- ・ 入札日 令和8年5月7日

事業概要：

- 1 中央北分団の消防ポンプ自動車を更新するもの。
- 2 車両：日野 デュトロ（消防専用ダブルキャブ型）（令和8年式の新車）
- 3 数量：1台
- 4 履行期間：契約日～令和9年3月31日 仮契約日 令和8年5月14日

議第69号 物品供給契約の締結について

- 1 契約の目的 高規格救急自動車購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 一金 21,780,000円
- 4 契約の相手方 多治見市前畑町4丁目92番地
岐阜トヨタ自動車株式会社多治見店
店長 浅井 勝也

【参考】

入札の執行状況：

- ・ 応札者数 3者
- ・ 落札率（落札金額／予定価格） 92.25%
- ・ 入札日 令和8年5月7日

事業概要：

- 1 南消防署の高規格救急自動車を更新するもの。
- 2 車両：名称指定なし（令和8年式以降の新車）

- 3 数量：1台
- 4 履行期間：契約日～令和9年3月31日 仮契約日 令和8年5月14日

議第70号 物品供給契約の締結について

- 1 契約の目的 高度救命処置用資機材購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 一金 27,599,000円
- 4 契約の相手方 岐阜市玉宮町1丁目11番地1
井上精機株式会社
代表取締役社長 木村 健二

【参考】

入札の執行状況：

- ・応札者数 2者
- ・落札率（落札金額／予定価格） 95.01%
- ・入札日 令和8年5月7日

事業概要：

- 1 今年度更新予定の高規格救急自動車及び日勤救急隊の運用に向けて、高度救命処置用資機材を購入するもの。
- 2 内容：
 - (1) 気道確保用資機材 一式
 - (2) 自動体外式除細動器 一式
 - (3) 輸液用資機材 一式
 - (4) 観察用資機材 一式
 - (5) 呼吸循環管理用資機材 一式
 - (6) 創傷等保護用資機材 一式
 - (7) 搬送・保温用資機材 一式
 - (8) その他の資機材 一式
- 3 履行期間：契約日～令和9年3月31日 仮契約日 令和8年5月13日

議第71号 物品供給契約の締結について

- 1 契約の目的 消防職員用防火服購入
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 一金 29,781,180円
- 4 契約の相手方 岐阜市加納桜道1丁目20番地1
株式会社マエカワ
代表取締役 前川 祐樹

【参考】

随意契約の理由：

再度の指名競争入札に付したところ、落札者がなかったため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うもの。

事業概要：

- 1 消防活動に必要な防火服を更新するもの。
- 2 内容：防火服一式
 - (1) 防火衣上下（サスペンダー付）

- (2) 防火帽
- (3) 防火帽用しころ
- 3 数量：89式
- 4 履行期間：契約日～令和9年3月31日 仮契約日 令和8年5月13日

議第72号 第8次多治見市総合計画基本計画を変更するについて

本市の学校教育施設の計画的整備に向け、総合計画基本計画を変更する。

【変更前】

政策の柱1 子育て世代が選び、住み続けたいくなるまちづくり	
施策7 保育・教育施設等の整備	
4 ICTを活用した教育環境を整備・更新します	教育総務課

【変更後】

政策の柱1 子育て世代が選び、住み続けたいくなるまちづくり	
施策7 保育・教育施設等の整備	
4 ICTを活用した教育環境を整備・更新します	教育総務課
5 精華小学校を建て替えます	教育総務課

【市民参加状況報告（議会基本条例第13条第4号関係）】

1 パブリック・コメント手続

[案 件] 総合計画基本計画、学校施設整備計画の変更について

[実施期間] 令和8年3月27日から同年4月27日まで

[寄せられた意見と市の回答] 意見なし

2 多治見市事業評価委員会

[案 件] 第8次総合計画基本計画の変更（追加）について

[期 日] 令和8年3月24日

[主な意見と市の回答]

(意見の要旨) (1) スケジュールは見込まれていたか。

(2) 児童数の見込みは、時期（ピーク時、減少局面等）を想定しているか。

(3) 工事中の仮設校舎の使用による児童への影響はあるか。

(4) ICT教育の学校整備の経験者を検討委員会のメンバーに加えるべきではないか。

(5) 学童保育は仮設校舎でも実施されるのか。

(6) 総事業費のほか、支出や財源の内訳はいかがか。

(7) 事業費が最大の約83億円の場合、国庫補助の約5億円を除く額は市の負担か。

(8) 建替え理由は、給排水設備の老朽化以外に基準はあるか。判断した客観的指標はあるか。

(9) 保護者や地域住民への説明や合意形成は、どう進めるのか。

- (10) 精華小学校は人口集中エリアに立地しているが、防災拠点の機能を検討したか。
- (11) 精華小学校は教室が狭いが、ICTに対応した教育環境として見直しは図られるのか。
- (12) 事業費は新庁舎建設を上回るとの情報もあり、市民の理解に懸念がある。

(市の回答) (1) 当初から令和14年を目標に進め、今回明確化した。

- (2) 出生数を令和13年度までの児童数推移にて算出、令和13~14年度頃の児童数を目安に検討した。
- (3) 影響は限定的と考えている。
- (4) 検討する。
- (5) 実施を予定している。
- (6) 事業費は、55億4,000万円で、物価上昇を見込んだ場合は約69億円(年5%)又は約83億円(年10%)と想定。国庫補助は、4億8,000万円と想定している。
- (7) そのとおり。事業費の削減の可能性は、検討委員会で議論する。
- (8) 躯体性能が十分でない可能性があり、長寿命化ではなく建替えが適していると判断した。
- (9) 笠原小中学校における幼保小中研究会同様、意見聴取をしながら進める予定である。
- (10) 検討委員会で議論する。
- (11) 教室の拡張や机の大型化等により教育環境の充実を図る。
- (12) 事業費は、建設費以外の費用(引越し、解体、備品等)を含む費用である。新庁舎建設と同様に市議会の承認を得て、市民の意向を確認しながら事業を推進する。

議第73号 多治見市農業委員会委員の任命について

山内 晃三(やまうち こうぞう)委員、加納 洋一(かのう よういち)委員、長江 弓子(ながえ ゆみこ)委員、江崎 勇(えさき いさむ)委員、水口 博文(みずぐち ひろふみ)委員、市原 勝美(いちはら かつみ)委員、玉木 芳幸(たまき よしゆき)委員、鈴木 隆(すずき たかし)委員、坂崎 寛治(さかざき かんじ)委員、右高 一朋(みぎたか かずとも)委員、若尾 武彦(わかお たけひこ)委員、富田 良一(とみだ りょういち)委員、若尾 茂(わかお しげる)委員、東 一二美(あずま ひふみ)委員が令和8年7月19日に任期満了になるため、加納 洋一(かのう よういち)氏、山内 晃三(やまうち こうぞう)氏、江崎 勇(えさき いさむ)氏、長江 弓子(ながえ ゆみこ)氏、玉木 芳幸(たまき よしゆき)氏、坂崎 寛治(さかざき かんじ)氏、東 一二美(あずま ひふみ)氏、市原 勝美(いちはら かつみ)氏、富田 良一(とみだ りょういち)氏、右高 一朋(みぎたか かずとも)氏を引き続き、日比野 正之(ひびの まさゆき)氏、松岡 正延(まつおかま

さのぶ) 氏、遠藤 研司 (えんどう けんじ) 氏、宮嶋 好美 (みやじま よしみ) 氏、河地 義治 (かわち よしはる) 氏、若尾 育男 (わかお いくお) 氏、川本 隆司 (かわもと たかし) 氏を新たに多治見市農業委員会委員に任命する。

【参考】

委員数：17人

所掌事務：(1) 農地法その他の法令によりその権限に属させられた農地等の利用関係の調整に関する事項並びに特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）によりその権限に属させられた事項

(2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）その他の法令によりその権限に属させられた農地等の交換分合及びこれに付随する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、法令によりその権限に属させられた事項

(4) 農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。）に関する事項に関する事務

ほか

（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条）